

(様式－１)

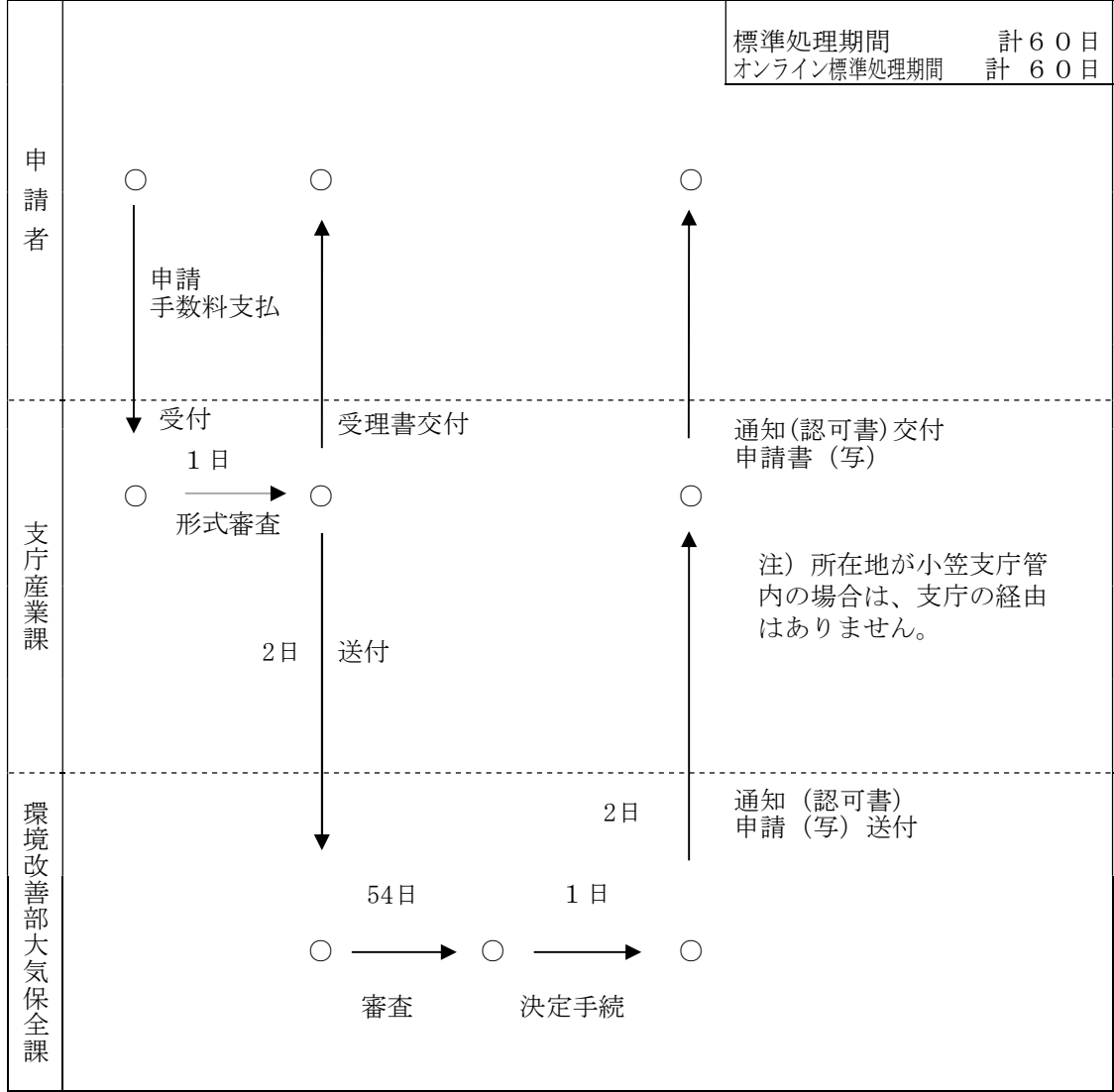
(令和６年11月 日更新)

事 務 処 理 フ ロ ー 図

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく
事務名 工場設置（変更）認可

作成部署 環境局環境改善部大気保全課調整担当 電話42-351

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか添付書類がそろっていることを確認して認可申請書を受理します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を支庁から環境局環境改善部大気保全課に送付します。（小笠原支庁管内除く。）
3	受理書の交付	条例規則第83条に基づき、申請者に、受理書を交付します。
4	審査	申請書の内容について、条例に基づく審査基準に適合しているかを審査し、適合の場合は認可の可否を決定します。
5	決定手続き	審査結果について、大気保全課長が決定します。
6	送付	通知及び申請書の写しを支庁（小笠原支庁を除く。）に送付します。
7	通知	申請者に認可についての可否について申請書を添えて通知します。
備考	・対象地域は、島しょ区域です。 ・小笠原支庁管内は、環境改善部大気保全課で受付、形式審査、受理書の発行を行います。 ・認可の種類により、所定の手数料がかかります。 ・60日間の実施制限があります。	